

# 介護施設などの特徴



## 有料老人ホーム

対象者:自立、要支援、要介護の方。  
施設毎に入居条件が異なるので確認が必要。

介護付き、住宅型などいくつかの種類があり、個々の希望に沿った施設選びができます。

介護付き: 食事、洗濯、清掃等の生活支援、排泄や入浴等の身体介護、機能訓練、レクリエーション、サークル活動などのサービスを施設職員が行います。

住宅型: 食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスが付いた施設で、ホームのスタッフが介護サービスをすることはなく、要介護になった際は外部のサービスを利用して行います。

健康型: 家事サポートや食事等のサービスが付いた高齢者施設。身の回りのことは自分でこなせる、自立した状態の高齢者が対象で、温泉やスポーツジムなど、元気な状態をなるべく維持することを目的とした設備が充実しているところが多い。介護が必要になったら退去となります。施設数は少ない。



## 特別養護老人ホーム【特養】

対象者:要介護3以上(原則)の方。

家の生活が困難で常時介護が必要な方に、生活の支援や介護を行う終身タイプの施設です。



## 介護老人保健施設【老健】

対象者:要介護1~5で在宅復帰を目的とした方。

病状は安定しているがすぐには在宅生活が困難な要介護1以上の方が入所でき、病院と自宅の中間というイメージの在宅復帰を目指す施設です。入所期間は原則3ヶ月で機能訓練(リハビリ)を中心としたサービスを提供します。



## 軽費老人ホーム【ケアハウス】

対象者:諸事情により家族と同居できない、一人暮らしが難しい60歳以上の自立または要支援の方。保証人が必須。

食事つきのA型、自炊のB型、食事・生活支援のケアハウス型があり、日常生活の便宜を供与する施設です。



## サービス付高齢者向け住宅(サ高住)

対象者:60歳以上で、自立または要介護者の方。

施設毎に入居条件が異なるので確認が必要。

安否確認や生活の相談ができる職員が常駐しているバリアフリーの賃貸施設です。他と比べ生活の自由度が高く、自活力を尊重しています。利用できるサービス内容は施設毎に異なります。介護が必要になった場合は外部の介護サービスを利用して生活できますが、介護度が高くなると退去しなくてはならないところもあるので確認が必要です。



## 認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

対象者:認知症と診断された要支援2~要介護5の方。施設と同じ市町村に住民票がある方。

認知症の症状を抱えた方が少人数制(9人で1ユニット、1施設2ユニットで構成されていることが多い)で共同生活を行い、食事、入浴などの介護支援や機能訓練などを行う施設です。



## 小規模多機能型居宅介護

対象者:65歳以上の要介護1~5の方で施設と同じ市町村に住民票がある方。(要支援1~2の方が利用できる施設もあります)。

デイサービス(通所介護)を中心に、ショートステイ(短期入所)や訪問介護といったサービスを組み合わせ、自宅での生活が続けられるよう利用者の状況に合わせてサービスが選べる施設です。



## 看護小規模多機能型居宅介護

対象者:65歳以上の要介護1~5の方で施設と同じ市町村に住民票がある方。

小規模多機能型のサービスに訪問看護のサービスをプラスし、常に看護と介護が必要な重度の人でも継続して切れ目なく自宅での生活が続けられるよう、利用者の状況に合わせてサービスが選べる施設です。



## 養護老人ホーム

対象者:経済的な面で生活が困窮、かつ自力では暮らせない65歳以上の方で市町村が対象者の調査を行い入所を決めます。

介護の必要性とは関係なく身体的、精神的、環境的、または経済的な理由で困窮し、在宅で生活できない方へ自立した日常生活を送り、社会復帰ができるように支援する施設です。入居時市長の承認が必要となります。



\*R4年11月現在鎌倉市にはありませんので他市の施設へ入所となります。

## 介護医療院

対象者:要介護1~5で医療依存度の高い方。

急性期治療を終え、長期的な医療と介護を必要とする方に「医療的な機能(日常的な医学管理や看取り、ターミナル)」と「日常生活の介護」の機能を兼ね備えた施設です。



\*R4年11月現在鎌倉市にはありませんので他市の施設へ入所となります。